

Title	インドネシアにおける矯正・保護実務の現状(二)
Sub Title	Institutional and Non-Institutional Treatment of Offenders in Indonesia (2)
Author	太田, 達也(Ota, Tatsuya)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.8 (1993. 8) ,p.79- 109
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930828-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

インドネシアにおける矯正・保護実務の現状(二)

太田達也

- 一 はじめに
 - 二 インドネシアの犯罪者処遇理念
 - 三 施設内処遇制度の概要
 - 1 自由刑の法的根拠
 - 2 刑事施設及び受刑者の収容状況
 - 3 施設内処遇制度
 - (1) 分類処遇・累進処遇
 - (2) 開放的処遇
 - (3) 刑務作業
 - (4) レミッション
 - 4 各種受刑者の処遇
 - (1) 少年受刑者及び保護少年の処遇
 - (2) 外国人受刑者の処遇
 - 5 施設内処遇の実施を巡る諸問題……………(以上七号)
- 四 社会内処遇制度の概要
 - 1 社会内処遇を取り巻く環境
 - 2 社会内処遇制度
 - (1) 保護観察執行猶予(条件附刑)
 - (2) 仮釈放(条件附釈放)
 - (3) 釈放前帰休
 - 3 社会内処遇の担い手——社会指導少年育成所——
 - 4 社会内処遇の実施を巡る諸問題
 - 5 おわりに——刑法改正の動向について……………(以上本号・完

四 社会内処遇制度の概要

1 社会内処遇を取り巻く環境

インドネシアにおける社会内処遇の中核をなす制度に、保護観察と更生緊急保護の二つがある。しかし、こうした制度としてまとまった概念がインドネシアにあるわけではなく、これらの用語を用いるのに問題がないわけではないが、当地において実施されている社会内処遇の形態を整理してみると、機能的にこの二つの概念に集約することができるため、これらの概念を用いて制度の内容を考察することが望ましいと思われる。

まず、保護観察には、①少年の保護者委託処分に伴う保護観察、②執行猶子に伴う保護観察（条件附刑）、③保護少年の釈放前帰休に伴う保護観察、④保護少年の仮退院に伴う保護観察、⑤受刑者の釈放前帰休に伴う保護観察、⑥受刑者の仮釈放に伴う保護観察（条件附釈放）の六つの種類がある。このうち、①の保護観察は、我が国の一号観察の如く、終局処分としての保護観察であるのに対し、②はプロベーション型の保護観察である点で、我が国の四号観察に相当する。残る④と⑥は、それぞれ我が国の二号観察、三号観察にあたり、③及び⑤とともにパロール型の保護観察に属するといえよう。

一方、更生緊急保護にあたる制度として、上記の保護観察の対象とならない元受刑者や保護少年に対する援助の制度がある。

これらの社会内処遇制度について考察するに先立ち、まず、制度を取り巻くインドネシアの社会状況について概観しておくことにする。

周知のとおり、社会内処遇は、対象者を社会内で生活させながら、指導・援助を通じてその社会復帰を図るものであるため、処遇そのものの内容もさることながら、対象者を取り巻く社会状況も処遇の成否に係わってくることに

る。インドネシアもこの点で異なることがないが、ただインドネシアの場合、伝統的価値観や経済問題といった処遇の成否に直結するような社会問題も多く、社会内処遇の実施にあたっては、対象者を取り巻くこれらの環境を考慮した上で、社会復帰を促す要因は積極的にこれを利用し、逆に、社会復帰の妨げとなるような要因については極力これを回避する努力が必要となってくる。

まず第一に、インドネシアの抱える経済状況の問題がある。インドネシアは、発展途上国の優等生と言われながらも、国内の失業率は依然として高い水準にあり、都市部での就職は容易ではない。一般の人々でさえ就職の難しいこうした状況下にあつては、元受刑者の就職がいかに困難であるか想像に難くない。特に、生活苦から犯罪に至つた者にとつては、後々の就職の如何がその社会復帰にとって極めて重要であるにもかかわらず、今述べたような経済事情から就職もおぼつかないといったような状況が蔽として存在しているのである。我が国の保護観察所にあたる社会指導少年育成所では保護観察対象者に対する就職指導などを実施しているものの、元受刑者の再就職には尚蔽しいものがあるといわれている。また、就職との関連では、前章でも触れたように、就職の際に必要とされる犯歴証明書が元受刑者の就職の機会を狭めていることが指摘されている。

第二に、インドネシア社会のもつ閉鎖性・排他性の問題がある。インドネシアには、ゴトン・ロモン(Gotong royong)と呼ばれる社会構成員間の自発的相互扶助の習慣が残る反面、犯罪者や精神障害者など相互扶助の枠からはみ出る者に対しては、これを社会から排除しようとする傾向が見られるばかりか、個人又は集団による犯罪者への私的報復を支持するような強い応報感情が存在しており、社会内処遇ないしは犯罪者処遇の潜在的脅威となっている。実際、犯罪者が被害者や現場にたまたま居合わせた大衆から暴行を受け、殺害されてしまうといった例は枚挙に遑がなく、また特定の事件の犯人に対し激しい非難が加えられたり、時には、そうした非難が暴動やデモにまで発展し、社会不安に陥ることすらある。インドネシア国内のあるタブロイド紙編集長が「読者が好む人物五〇傑」と題した人気投票の

結果を紙上に掲載したところ、その中にイスラム教の預言者の名が含まれていたことから、信者やイスラム系団体からの非難が噴出し、当該編集長の極刑を要求する多くのデモや抗議が行なわれた事件は記憶に新しい。⁽⁸⁰⁾ 当の編集長は、特定の宗教に対する侮辱の罪（刑法一五六条³）により有罪が確定し、現在、服役中であるが、事件当初、編集局が暴徒に襲撃され、編集長自身も警察に保護を求めざるを得なかったことから、同事件を巡り社会がいかに騒然としていたかが伺えよう。このように、応報感情や私的報復が根強く残る社会においては、例えば執行猶予が「無罪」と同じように映ったり、仮釈放が「早期釈放」と捉えられることもあるため、社会内処遇の実施にあたっては特に慎重を期する必要がある。後述するように、外部通勤を始めとする同化処遇や仮釈放において対象者の生命が脅かされる可能性のある場合はその適用を制限するという規定が置かれているのも、インドネシアのこうした社会的背景を考慮していることである。

また、これとの関連において考慮すべき問題に、慣習法 (*Gun-kum adat*) の存在がある。広大な国土を有し、無数の島々から成るインドネシアには、バリやスマトラ、カリマンタンなど現在も伝統的慣習の残る地域が少なくなく、これらの地域において、慣習は一種の不文法として社会に対する大きな影響力を有している。一方、現行法も、慣習刑法や慣習刑罰 (*gan-kai adat*) の適用を完全に排除している訳ではなく、成文法上は犯罪を構成しない行為が慣習法上犯罪とされている場合には、慣習法にのっとった紛争処理を優先しつつ、加害者が慣習刑罰に服しない場合、裁判所に一定の限度内において刑を科すことを認めており（原則として三月以下の懲役若しくは五〇〇ルピア以下の罰金、又はその併科⁽⁸¹⁾）、また、成文法上の犯罪が慣習法上の犯罪をも構成する場合には、行為者が裁判所において有罪とされ、刑の執行を終えたとしても、依然として、慣習法に基づいた紛争処理の問題が残されていることになるのである。慣習刑罰の内容は、損害賠償、公式謝罪、一定の儀式や義務の履行及び追放など地域及び慣習犯罪の種類に応じて様々であるが、こうした慣習刑罰の執行は、犯罪によって混乱を生じた社会秩序の回復という点においてだけでなく、行為者の社会

復帰にとってもまた重要な意味を有している。というのも、加害者は、慣習法にのっとった手続に服さない限り、当該社会に受け入れられることは二度とないからである。したがって、慣習法の影響の強い地域では、法執行機関が、当該地域における慣習法の内容を正確に把握した上で、当該社会の構成員、特に慣習法上一定の権限をもつ人達との連絡を密にし、慣習法に基づく紛争処理との調整を図りつつ、犯罪者に対する処遇を実施していく必要があるのである。ただ、こうした慣習法の存在は近代的な犯罪者処遇制度にとって必ずしもマイナスの要因となるものではなく、両者のバランスを図ることにより、地域の特色を生かしつつ、犯罪者と社会との関係を正常化することで、その社会復帰を促すという役割をも担い得るものであることを見逃してはならない。近い将来国会への上程が予想される刑法改正草案が、罪刑法定主義の原則を規定した第一条に、現存する慣習法に基づく刑の適用を認める旨の例外規定を盛り込み⁽⁸²⁾、さらに、慣習的義務の履行という新しい附加刑を創設しているのも、多様性の中の統一 (Bhinneka Tunggal Ika) をスローガンに掲げるインドネシアにおいて、近代法と慣習法の共存を図ろうとする趣旨の表れであろうと思われる。

一方、社会内処遇の実施にとって有利な社会状況も存在する。特に、インドネシアは、その国民の大半がイスラム教徒であることから、各地に建てられた礼拝所のモスクに集まる信者が中心となって多くの慈善活動が行なわれており、こうした宗教的基盤をもつ団体が犯罪者処遇における民間協力の母体となっているという点である。こうした宗教関連団体の犯罪者処遇に対する協力は、全国的規模のものではなく、地域レベルの不定期なものに止まっているものの、政府機関における人員及び予算不足からくる実務上の不備を補うだけでなく、インドネシアの人々にとって依然影響力の強い宗教的側面から犯罪者の更生を図るという効果が期待できる。また、同じ事がキリスト教など他の宗教についても妥当し、今後は、宗教団体を始めとする慈善団体と矯正・保護関係機関との定期的・組織的な協力体制をつくっていくことが望まれよう。

2 社会内処遇制度

(1) 保護観察附執行猶予（条件附刑）

条件附刑 (*pidana bersyarat*) すなわち保護観察附執行猶予の制度は、一九一五年の刑法典の成立当初には規定されておらず、一九二六年に行なわれた刑法改正の際に追加されたものであり、同年、その施行細則を定めた条件附刑執行布告 (*Ordonansi Pelaksanan Hukuman Bersyarat*) も制定されている。しかし、この布告は植民地時代の成立にかかると他の刑事関係法令と同様、現在の制度とは既にそぐわない内容となっている。

刑法典の規定によれば、一年以下の重懲役又は軽懲役をもって処断すべきとき、裁判官は、その刑を執行する必要のない（猶予する）旨命ずることができる（二四条 a 一項⁽⁸⁴⁾）。また、罰金の場合も、当該財産刑が受刑者に多大な負担をかけると思慮される場合、その執行を猶予することができる（同二項）。但し、国家の歳入や借入に関する事件において罰金を言い渡す場合には、執行猶予は認められない（同但書）。このようにインドネシアの場合、執行猶予の要件は、初度目の場合と再度目の場合とで要件が異なる我が国の制度と異なり画一的に定められており、また刑期の点で厳しくなっているのが特徴である。なお、裁判官は、執行猶予の選択にあたっては、判決前調査として、保護観察が充分に行われ得るかどうかなどを調査するものとされている（同四項）。

刑の執行を猶予された者は、すべて保護観察に付される。執行猶予の期間は、この保護観察期間 (*masa percobaan*) という形で定められ、重罪及び一定の軽罪⁽⁸⁵⁾については三年以下、その他の軽罪については二年以下の範囲内で裁判官の裁量によって決定される（二四条 b 一項）。裁判官は、保護観察対象者に対し犯罪行為を行わないという一般遵守事項 (*syarat umum*) と併せ、特別遵守事項 (*syarat khusus*) を定めることができるが、罰金の執行猶予の場合を除き、当該特別遵守事項のなかに、保護観察期間内の一定期間内に当該犯罪から生じた損害の一部又は全部を被害者に賠償しなければならぬという事項を含めることができる（二四条 c 一項）。この外、先の保護観察期間の上限が三年に設

定されている幾つかの軽罪事件の場合、物乞いや酩酊といった行為の性格上、常習性や反復性が予測されるため、三ヶ月以上の重懲役又は軽懲役に対する執行猶予を言い渡す場合、生活態度など対象者の行動に関する特別の遵守事項を定めることができる(同二項)。なお、以上の遵守事項は、対象者の宗教的又は政治的自由を制限するものであってはならない(同三項)。しかし、実務においては、被害者への損害賠償も含め、特別遵守事項が設定されることは稀であるとの指摘もなされている。⁽⁸⁷⁾

執行猶予に伴う保護観察対象者の監督について、刑法典は、後に判決の執行命令がある場合に判決の執行権限を有する官吏がこれを行うものとし(二四条d一項)、さらに、裁判官は、インドネシアにおいて法人格を有する団体や施設の代表者又は一定の公務員に対し、猶予者の補導援護を義務付けることができるものと定めている(同二項)。この場合の判決の執行権限者とは検察官を意味し、第二項が規定する補導援護を行う機関として司法省に社会指導少年育成所が置かれている。しかし、このように、保護観察を担当する機関が複数存在していることから、それぞれの機関の役割分担や責任の所在が明確でなく、保護観察実務の混乱を招いているといわれている。この問題については後述する。執行猶予の取消しについては、保護観察期間中一定の事由が認められる場合、先の刑法典第一四条d第一項中の官吏すなわち検察官からの請求に基づき、一審の裁判を行なった裁判官が刑の執行を命ずることができるものとしている(一四条f一項)。この場合の一定の事由とは、①保護観察期間中に行なった犯罪を理由として刑に処せられ、その刑が確定した場合、②保護観察期間開始以前に行なった犯罪を理由として、保護観察期間中に刑に処せられ、その刑が確定した場合、③その他の遵守事項に違反した場合のいずれかである。ただ、これらの取消事由が存在する場合でも、裁判官は執行猶予の取消しを行なわず、猶予者に対する警告に止まることもできる。つまり、遵守事項の違反があった場合でも、執行猶予の取消しは必要的でなく、裁判官の裁量に委ねられている(裁量的取消し)。そして、これらの取消原因が生じないまま保護観察期間が終了した場合、刑の執行命令は最早これをなすことができない(同二項

前段。但し、保護観察期間終了以前、期間中の犯罪により起訴され、その刑が確定した場合、刑の確定から二か月間は猶予されていた刑の執行を命ずることができない（同後段）。

ここで、執行猶予の実際の適用状況についてみてみることにする。一九八七年、全国の地方裁判所（第一審）において有罪とされた者五七、一八六人のうち、重懲役又は軽懲役を言い渡された者が四六、二二七人であるのに対し、条件附刑すなわち執行猶予に付された者は僅か九、〇六七人で、執行猶予率は一六・四%と低い⁽⁸⁸⁾。また、年次変化で見ても、一九八〇年一三・九%、八一年一六・一%、八二年一四・八%、八三年一五・七%、八四年一八・九%、八五年一八・六%、八六年一六・五%と毎年ほぼ横ばいの状態であることが分かる。一方、罪種別では、器物損壊（四七・七%）、公共の秩序に対する罪（三二・四%）、人の自由に対する罪（三一・九%）、暴行・傷害（二九・八%）などで執行猶予率が高くなっており、逆に猶予率の低いものは、政治犯や国家転覆罪（いずれも〇%）を除くと、生命に対する罪（一・四%）、薬物犯罪（二・一%）などである。処理人員の最も多い窃盗の執行猶予率は、三・五%と低い。これは、主に、この種の事件が手続の早い段階で選別されており、裁判の段階にまで至る事件は比較的重大なケースが多いことに起因するものと思われる。また、年齢別の執行猶予率では、一六歳未満の少年が一八・〇%であるのに対し、一六歳以上二一歳未満の者一二・〇%、二一歳以上の者一七・六%となっており、少年に対して執行猶予が特に活用されているということはなさそうである。

なお、執行猶予の取消率については公式な統計がないため明らかでないが、ディボネゴロ大学ムラディ教授の中部ジャワにおける調査では、執行猶予に伴う保護観察対象者のうち約九割の者が取消しを受けずに保護観察を終了しているとの結果が示されている⁽⁸⁹⁾。しかし、この数字は、執行猶予制度の成功を意味するものでなく、執行猶予の適用基準や保護観察制度の不備に起因するものであり、執行猶予者の実質的な「放置」がもたらす結果であると同教授は指摘している⁽⁹⁰⁾。こうした保護観察実施上の問題から、裁判官も処分の選択にあたり執行猶予の適用に慎重にならざるを

得ず、これが低い執行猶予率となって現れているものと考えられる。今後、執行猶予制度の活用にあたっては、保護観察対象者に対する指導監督体制の整備・充実が優先課題となろう。

(2) 仮釈放（条件附釈放）

条件附釈放 (pembebasan bersyarat) と称される仮釈放の制度については、刑法典の第一五条から第一七条に規定があり、さらに、その実施細則を定めた法規として一九一七年の条件附釈放布告 (Ordansi Pelepasan Bersyarat) がある。しかし、この法律も、執行猶予について定めた先の条件附刑執行布告と同様、その存在意義はほとんど失われているといつてよく、現在の仮釈放実務は、一九八九年及び九一年の司法大臣規則に基づいて行われている。ただ、これらの大規模規則は、前述した開放的処遇制度の濫用事件に対する反動として出されたものであるため、仮釈放の要件など内容的に厳格なものとなっている。

同規則は、まず、仮釈放の実質的要件として、①改悛の状がみられること、②性格や道徳感情の改善・向上がみられること、③処遇プログラムに積極的に参加していること、④社会が対象者の処遇活動を受け入れることが可能であること、⑤過去一年間懲罰を受けていないことが必要であるとしている（八条）。但し、国家転覆罪、瀆職罪、密輸、賭博、薬物犯罪の受刑者の外、社会不安を喚起する虞のある社会的関心の高い事件の受刑者、同処遇の適用を受けた場合その生命が脅かされる可能性のある受刑者、再犯の可能性のある受刑者及び外国人受刑者は対象外とされている（二〇条一項）。この場合の「生命の危険」とは、④の社会感情有和の要件と密接な関係があり、ある受刑者に対する仮釈放の措置を特定の社会構成員又は社会全体が是認せず、当該受刑者が社会において報復や私的制裁を受ける可能性があるような場合を意味する。前述したように、インドネシア社会には依然として強い応報感情や慣習刑法が残っており、また一般に、犯罪者処遇に対する社会の認識も低いいため、刑事事件の性質によっては、犯罪者が社会の人々から私的制裁や慣習刑罰を受けることも有り得るため、そうした報復等の予想される受刑者に対しては仮釈放など社

会内処遇の適用を認めないという政策がとられているのである。なお、国家転覆罪、瀆職罪、密輸、賭博及び薬物犯罪の受刑者に対する適用の制限については、九一年の大臣規則で解除されている。しかし、外国人受刑者に対する仮釈放の適用は現在も認められていない。

さらに、仮釈放の場合、こうした実質的要件に加えて、有期の重懲役受刑者で刑期の三分の二を経過していることという形式的要件を具備することが必要とされる。これは、累進処遇の第四段階に相当する。但し、その際、少なくとも九か月を経過していることを要する（刑法一五条一項、監獄規則五五條、大臣規則八条⁹³）。無期受刑者の取り扱りに関する明文規定はないが、大統領による恩赦（*Grasi*）により有期の懲役に減刑された場合に初めて適用があるものとされている。

仮釈放の許否に関する最終決定権は司法大臣にあり（刑法一六条一項、大臣規則二條）、仮釈放の候補者を収容する施設の長は、社会化観察委員会からの推薦を受け、司法省行政地区事務所長へ上申し、同所長が仮釈放に同意する場合、さらに社会化総局長へと申請がなされ、最終的に司法大臣が決定を行うものとされている。

社会化観察委員会（*Tim Pengamat Pemasyarakatan—TPP*）は、我が国の地方更生保護委員会のごとく、仮釈放審査をその所掌事務の一つとする機関であるが、決定権がないなど、権限及び組織の点で地方更生保護委員会とは異なっている。従来、この委員会は社会化処遇委員会（*Dewan Pembina Pemasyarakatan—DPP*）と呼ばれていたが、一九九〇年の受刑者の処遇指針に関する司法大臣決定により現在の名称に改められている。ところで、刑法典は、司法大臣に対し、仮釈放の決定にあたり中央更生保護委員会（*Dewan Reklasering Pusat*）の意見を聞くことを義務付けている（二六条一項後段）。この組織は、もともとオランダ植民地時代⁹⁴の成立にかかり、当時は、検事総長及び刑務局長の外、様々な社会団体の名士から構成され、仮釈放の決定に関する助言を行っていたとされるが、独立後は、民間の慈善団体として元受刑者に対する援助活動を行なっている。しかし、六〇年代以降の矯正制度の改革や社会指導少年育成所の設

立を経た今日、同団体の矯正保護の分野における活動はほとんど停止した状態であり、したがって、刑法典に規定されているような仮釈放審査における組織の関与も現在は行われておらず、司法省の社会化観察委員会がこれを引き継ぐ形となっている。

さて、現在の社会化観察委員会は、単一の組織ではなく、社会化総局、司法省行政地区事務所、社会化施設、拘留所及び社会指導少年育成所にそれぞれの委員会が設置されている。すなわち、社会化観察委員会といった場合、①社会化総局内・中央社会化観察委員会 (TPP Tingkat Pusat)、②行政地区事務所内・地区社会化観察委員会 (TPP Tingkat Wilayah)、③社会化施設内・地方社会化観察委員会、④拘留所内・地方社会化観察委員会、⑤社会指導少年育成所内・地方社会化観察委員会 (以上、TPP Tingkat Daerah) の五つの組織が存在している。各委員会はそれぞれの機関に所属し、委員も当該機関において一定の権限を有する局長から部課長クラスの職員で構成されている。このように、委員会が司法省の社会化総局や矯正・保護施設の一部である点で、我が国の地方更生保護委員会とは性質を異にする。ただ、九〇年の司法大臣決定は、社会化観察委員会の活性化を図るため、矯正の分野に関心をもつ一般社会人の委員への採用を奨励している⁽⁹⁶⁾。

社会化観察委員会は、受刑者の処遇全般に関し各所属機関の長(社会化総局長、行政地区事務所長、社会化施設長等)を補佐するものとされており、仮釈放の決定にあたっては、まず、社会化施設内の地方社会化観察委員会が社会指導少年育成所からの社会調査報告書に基づいて審査を行い、仮釈放を許可すべきとの判断に達した場合、施設の長へ推薦を行う。施設の長は、委員会の意見に同意する場合、行政地区事務所長へ上申するが、その場合もまず行政地区事務所内の社会化観察委員会が審査を行う。委員会の審査結果を受けた行政地区事務所長は、申請受理後一四日以内に許可の決定を行わなければならない。仮釈放を許可する決定をした場合は社会化総局長へ手続を進める。さらに、総局長も申請の受理から三〇日以内に許可の決定を行い、仮釈放を許可する場合、司法大臣の同意を得て仮釈放の決定書を作

成することになる（規則二・一三条）。このように、仮釈放の決定にあたっては、各社会化観察委員会の審査と各機関の長の許可を必要とし、その手続は複雑なものとなっている。

こうした手続を経て仮釈放を認められた者は、残刑期間に一年を足した期間、保護観察に付され（刑法一五条三項）、犯罪又は他の好ましからざる行為を行わないという一般遵守事項並びに特別遵守事項の遵守が義務付けられる（二五条二項・一五条a）。保護観察対象者の監督には、刑法典が、執行猶予と同じ官吏すなわち検察官がこれにあたるものと規定しているのに対し（二五条a三項）、司法大臣規則が、地方検察庁及び社会指導少年育成所の両機関がこれを担当し（規則一七条）、更に補導援護といった処遇については社会指導少年育成所が担当するものとしていることから（二四條二項）、仮釈放においても、執行猶予の場合と同様、執行系統の多極化が保護観察の混乱を招いているとの批判がなされている。この点については、後の保護観察の問題のところでもまとめて論ずることにする。

仮釈放の取消しについては、保護観察期間中、対象者が犯罪を行うなど遵守事項に違反した場合、施設の長の権限によりこれを行うことができるものとされている（刑法一五条b、規則二二条）。すなわち、対象者が、①無規律な生活を送っている場合、②労働怠慢の場合、③累犯者と交際している場合、④再び犯罪を行った場合、⑤社会に不安を生ぜしめた場合、⑥その他仮釈放に関する規定に違反した場合である。取消しの決定は施設の長の裁量に委ねられており、上記の取消事由に該当する事実がある場合でも、施設の長の判断の如何によっては取消しを行わないことができる（裁量的取消し）。また、仮取消しの制度もある（刑法一五条b一項後段、規則二三条）。仮釈放が取り消された場合、出獄中の期間は刑期に算入されない外（刑法一五条b二項）、残刑について再度の仮釈放及び釈放前帰休は認められず、また取消後一年間はレミッションを受けることができないといった制裁がある（規則二七条）。仮釈放を取り消されることなく保護観察期間が終了し、さらに三か月経過した場合は、もはや仮釈放を取り消すことはできない。但し、その間に保護観察期間中の犯罪により起訴され、刑の言渡しを受けた場合はこの限りでなく、この場合、刑の確定後三か月

以内であれば仮釈放を取り消すことができる(刑法一五条b三項)。

仮釈放率など仮釈放の運用については入手可能なデータが限られており、その実体を把握することは難しいが、一九八三年四月から一二月までに全国の施設で仮釈放を許可された受刑者は二四三人であったとする資料がある。⁽⁹⁷⁾年間五万人近い出所人員があることから考えると、仮釈放の適用は極めて限られていることになる。また、司法省ジャカルタ特別区行政地区事務所スワルニ社会化調整部長への照会によれば、一九九一年の同管区内における出所人員四、〇四八人に対し、仮釈放者は八五人とのことであった。さらに、西スマトラ州パダン刑務所における調査においても、一九八六年から九一年までの五年半の間に仮釈放が認められた受刑者は、わずか一〇人に過ぎなかったとの報告がなされている。⁽⁹⁸⁾ヨセルワン法学士は、報告書の中で、仮釈放率が低い原因として、仮釈放の要件が厳し過ぎること、刑期が一年未満の短期受刑者が多いことに加えて、仮釈放の申請の際に必要な仮釈放対象者の身元引受証明書、特に保護観察中に対象者が居住する区や郡といった地方自治体からの身元引受証明書の取得が難しい点を指摘している。⁽⁹⁹⁾これは、仮釈放対象者が自己の管轄内で再び犯罪を犯すことを懸念する余り、自治体が身元引受証明書の発行を躊躇するからであるという。

仮釈放の取消しについても、ヨセルワンは、五年半の間に仮釈放が認められた一〇人のうち取消しになったものは一人もおらず、ただ一九九〇年の仮釈放対象者一人が現在犯罪の容疑で取調べを受けているだけであるとしている。⁽¹⁰⁰⁾ただ、現在の仮釈放の要件が非常に厳しく、対象者が厳選されていることを考慮に入れた場合、この調査結果が仮釈放制度の成功を必ずしも意味するものではないことに注意する必要があるであろう。

いずれにせよ、インドネシアにおいては、現在、仮釈放の適用に極めて消極的であるため、今後その適用を拡大していくべきであるというのが実務家の一般の見解であるといえよう。現在、編纂作業が進められている刑法改正草案(八七年草案)が仮釈放の期間の要件を二分の一としているのも、こうした仮釈放活性化の一環であると思われる。

(3) 釈放前帰休

釈放前帰休 (cuti menjelang bebas) は、本来、開放的処遇の一環として実施されている帰休制度と同列に位置付けられるものである。しかし、後述するように、この制度は、「帰休」(cuti)の語から想像される内容とは異なり、対象者は再び施設に収容されることなく、社会生活を営みながら社会復帰を目指すこととなるため、社会内処遇の一形態として捉えることができる。また、釈放前帰休と呼ばれる制度には、自由刑の執行を受けている受刑者（少年受刑者を含む）を対象として行なわれる本制度の外に、保護処分として施設に収容されている保護少年を対象とするものがあるが、両者は制度の内容や性質を異にすることから注意を要する。

現在の釈放前帰休制度は、仮釈放や同化処遇の実施規則を定めた一九八九年の司法大臣規則を根拠としている。それによれば、釈放前帰休にあつては、仮釈放に要求されている五つの実質的要件を具備する必要がある、更に、刑期の三分の二を経過していることという要件が加わる（規則八条1号三）。従つて、要件という点からみた場合、釈放前帰休は仮釈放とほとんど差がないことになる。

帰休の期間は、最後に行なわれたレミッションの期間と同じだけ認められるが、ただし、六か月を限度とする。インドネシアでは、毎年、独立宣言記念日である八月一七日に大規模なレミッションが実施されており、この釈放前帰休はこれと連動して実施されるものである。すなわち、刑の満期日に最も近いレミッションにより短縮された刑の満期日から短縮期間と同じ期間だけ更に逆算して得られた日から釈放前帰休が認められ、受刑者は施設の拘禁から解かれることになる。例えば、一九九二年一〇月一八日に刑期九月の重懲役の満期を迎える受刑者が、同年八月一七日に一か月のレミッションを受けた場合、満期日が九月一八日となり、更にそこから一か月の期間を逆算して得られた八月一八日すなわちレミッション施行日の翌日から釈放前帰休が認められ、施設からの拘禁を解かれるというものである⁽¹⁰⁾。帰休中、受刑者は保護観察に付され、そのまま施設外において満期日を迎えるため、釈放前帰休を認められた場

合、実質的には仮釈放と同様の効果が発生する。

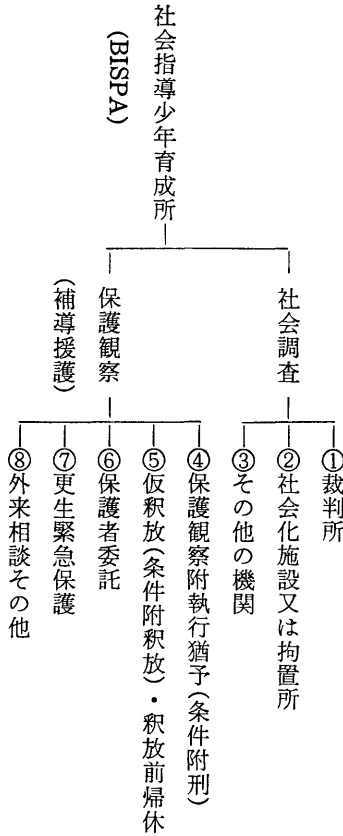
また、手続に関しても、許否の決定権限が司法大臣にあり、また施設の長の裁量により処分を取り消すことができると、仮釈放の手続が基本的に妥当する。ただ、釈放前帰休に伴う保護観察対象者の監督及び処遇は社会指導少年育成所が単独で担当するものとされており(一八条)、この点においては、対象者の監督には検察庁及び社会指導少年育成所の両方があたるとされている仮釈放保護観察と異なっている。

釈放前帰休の実施状況については、一部の資料を見る限りでは、その適用はかなり限られているようである。⁽¹⁰⁾しかし、そもそも、この釈放前帰休の制度は、要件から手続、効果に至るまで仮釈放とほぼ同じ内容であることから、制度の刑事政策的位付けが問題とされている。大臣規則は、釈放前帰休を、「刑期又は残刑期間が短い⁽¹¹⁾ため、仮釈放を受けることができない受刑者に対する施設外処遇」であるとしている(一条c号)。確かに、現在の仮釈放は少なくとも九か月を経過していることという要件を課していることから、先に掲げた例のような短期の受刑者に対しては適用がなく、釈放前帰休はこうした短期受刑者に対する仮釈放の代用制度としてとらえることも可能のようである。しかし、そうであるとすれば、むしろ仮釈放の期間の要件を緩和することによる方が制度的煩雑さを回避することができ、ひいては仮釈放の積極化という側面からも好都合といえるのではないであろうか。さらに、釈放前帰休は、レミッションの実施と併せて機械的に釈放時期を決定することから、処遇としての効果を疑問視する向きもある。⁽¹²⁾ 今後は、釈放前帰休の刑事政策的意義について充分検討した上で、その在り方を模索していく必要がある。

3 社会内処遇の担い手 —— 社会指導少年育成所 ——

社会内処遇を担当する主要な機関に、社会指導少年育成所(Balai Bimbingan Kemasayakatan dan Pengentasan Anak—BISPA)があることは既に指摘した通りである。保護観察を含む社会内処遇は、我が国の法務省保護局にあたる司法

省社会化総局の社会化施設外処遇局 (Direktorat Pembinaan Luar Lembaga Pemasarakatan) の所管とされており、社会指導少年育成所も同局の広い意味での管理下にあるが、組織上は、司法大臣の直轄機関たる司法省行政地区事務所の下に置かれ、社会指導少年育成所の直接の管理・運営は同事務所が行っている。社会指導少年育成所は、現在、全国四三か所に設置されており、ジャカルタ、バンドン、スマラン、ジョクジャカルタ、スラバヤ、デンパサール、メダンなどの社会指導少年育成所は第一級事務所に指定され、他は第二級事務所となっている。社会指導少年育成所の歴史は一九六八年にまで遡ることができるが、現在の組織及び所掌事務については一九八七年の司法大臣決定⁽¹⁰⁾がこれを定めており、それによれば、社会指導少年育成所の主管事務は、社会調査と保護観察の二つに大別することができる⁽¹⁰⁾。



① 少年事件の審判を担当する地方裁判所の裁判官又は地方検察庁の検察官からの要請に基づき、少年の性格や能力、犯罪非行歴、社会・経済・家庭環境などを調査した結果を社会報告書にまとめ、処遇意見とともに裁判所へ提出す

(16) この報告書は、判決前報告書として、少年に最も相応しい処分を決定するための資料として用いられる。更に、少年審判への出席も保護観察官の重要な職務の一つである。

②③ 拘置所からの依頼に基づいて作成される社会調査報告書は、専ら、未決拘禁者の待遇及び処遇に資するために用いられる。一方、社会化施設からの要請に基づく社会調査は、受刑者の資質や能力、処遇の効果、家族との関係等を調査対象とし、報告書は、施設における受刑者の処遇の外、仮釈放や釈放前帰休などの審査における基礎資料として用いられる。特に、後者の目的に用いられる場合、調査は受刑者の復帰する社会環境や被害者の状況等にも及ぶものとされている。

④⑤ 保護観察附執行猶予(条件附刑)、仮釈放(条件附釈放)、釈放前帰休に伴う成人及び少年保護観察対象者の補導・援護を行う。保護少年に対する釈放前帰休及び仮退院に伴う保護観察についても同様である。

⑥ 保護者委託処分に伴う保護観察中の少年に対する補導・援護を行う。

⑦ 元受刑者や保護少年のうち、刑又は処分の執行を終了したものの、なお援助を必要とする者に対する支援活動を行う。延長指導(jimbingan lanjutan)と呼ばれる活動の内容は、主にカウンセリングや職業訓練などである。ただ、元受刑者や、特に元保護少年のなかには、身寄りがなく、こうした訓練以前に生活補助を必要としている者も少なくなく、理想的にはこうした者に対する衣料や食事など生活物資の給与や医療相談などが行われるのが望ましいが、予算不足から、現在の段階でこうした援助を実施するのは極めて困難であるといわざるを得ない。

⑧ 少年の教育に関する両親からの相談を受け付けたり、指導を行ったりする。以上の外、社会化施設において受刑者を対象としたカウンセリングも実施している。

保護観察対象者に対する補導・援護や更生緊急保護対象者に対する延長指導の具体的な内容は、対象者宅への家庭訪問、社会指導少年育成所への定期報告、カウンセリング及び職業訓練といったものである。現在、ジャカルタにあ

る三つの社会指導少年育成所では、社会省、労働省、地方自治体及び民間団体との協力において、自動車教習や自動車修理、縫製などの訓練が実施され、合格者には免許証や資格証明書が交付されている⁽¹⁰⁾。

保護観察官については、社会科学系の大学や社会事業短期大学、司法省の下に設置されている矯正科学アカデミー (Akademi Ilmu Penasaryakatan)、又は社会事業科高等学校卒の学歴を有する者が、一か月から六か月の研修を経て採用される。保護観察官の正確な人員については明らかでないが、全国で数百名前後と推測される。現場での人員不足も伝えられているが、インドネシアにおける社会内処遇の状況からすれば、保護観察官の作業負担はそれ程深刻でないと思われる。一例として、比較的事件の多い中央ジャカルタ社会指導少年育成所では、現在一五人の保護観察官が勤務しており、一九九〇・九一会計年度の保護観察件数は四二件、また、社会調査件数は九九件であることから、保護観察官一人当たりのケース・ロードは、単純計算で、年間保護観察二・八件、社会調査六・六件となっている⁽¹⁰⁾。但し、後述するように、インドネシアの地理的特色及び今後の社会内処遇制度活性化の必要性を考慮した場合、保護観察官の増員も必要となることがあろう。

一方、我が国の保護司のような常任の民間協力者の制度はなく、必要に応じて宗教関連団体や福祉団体との協力が図られている程度である。そうした民間組織の一つにブラ・ユワナ (Pra Yuwana) があるが、現在、活動はほとんど行われていない⁽¹⁰⁾。ブラ・ユワナは、一九一七年、オランダ植民地政府により当時のパタビア (現在のジャカルタ) に設立された "Pro Yuventute" (少年のために、の意) を前身とする。インドネシア独立後は、名称が現在のブラ・ユワナに改められ、民間の慈善団体として、司法省の助成の下、非行少年や要保護少年に対する保護活動を行っていたようである。当時の活動は、少年事件における警察の取調べや公判における立会いから、処分決定後の少年の指導・援助に至る手続全体に及んでいたという。しかし六〇年代後半に社会指導少年育成所が設置され、それまでブラ・ユワナの職員によって行われていた仕事が保護観察官に取って代わられるようになると、次第にブラ・ユワナの存在意義が

薄れ始め、人員や予算の問題もあり、プラ・ユワナは衰退に向かうこととなった。一九八九年八月、プラ・ユワナは協会としての綱領を新たに定め、組織の再生を図っているが、現在はまだその途上にある。

4 社会内処遇の実施を巡る諸問題

インドネシアの社会内処遇、中でも特に保護観察に共通して指摘されているのが、保護観察対象者に対する指導監督や補導援護が十分に機能していないという問題である⁽¹⁰⁾。ムラディ教授による先の調査研究においても、執行猶予に伴う保護観察対象者のうち二割以上の者が何らの指導も受けていないという深刻な事実が明らかにされている⁽¹¹⁾。これには幾つかの原因が考えられる。

まず第一に、保護観察を担当する機関の競合の問題が挙げられる。社会指導少年育成所が我が国の保護観察所に相当することは既に述べたが、法は、この外、保護観察の関与者としての検察官の存在を認めている。執行猶予に伴う保護観察の場合、刑法典は判決の執行を命ずる権限のある官吏が対象者の監督 (pengawasan) を行うものと規定しており(二四条d一項)、これは仮釈放の場合も同様である(二五条a三項)。この場合の官吏とは、検察官を意味したものと解することができる。ただし、現行刑事訴訟法が、判決の執行には検察官があたるものと規定し(二七〇条、新検察庁法(一九九一年法律第五号)も、検察庁の所掌事務の一つとして裁判官の決定及び裁判所の判決の執行を掲げているからである(二七条一項b号)。裁判の執行について定めた刑訴法第一九章中の、「裁判所が条件附刑を言い渡した場合、その執行は、法律の規定に従い、厳格な監督と観察の下これを行うものとする」(二七六条)という規定、並びに仮釈放の執行に対する監督は検察庁の職務及び権限であると定めた新検察庁法(二七条一項c号)及び一九八九年の司法大臣規則の規定(二七条)は、こうした検察官の権限を確認したものであると思われる。しかし、その一方で、仮釈放保護観察対象者に対する指導 (bimbingan) は社会指導少年育成所が担当するものとし(規則一四二条二項)、執行猶予保護観

察対象者の場合も、裁判官は、一定の公務員すなわち社会指導少年育成所の保護観察官に対し補導援護 (perolongan dan bantuan) を義務付けることができることから(刑法一四条d二項)、保護観察実務において当該二つの機関がどのような関係に立つのかが問題とされているのである。

この点については、一般に、保護観察対象者に対する一般的監督 (pengawasan umum) は検察官の担当とし、特別監督 (pengawasan khusus) は社会指導少年育成所が担当するといった立場がとられている⁽¹¹⁾。この場合の一般的監督とは、対象者が遵守事項を遵守しているかどうかを監督することを目的とするのに対し、特別監督とは、対象者に対し社会復帰に必要な指導や援助を行なうことに焦点が置かれているのだとされている。換言すれば、検察官の保護観察における役割はあくまで「刑の執行」に対する監督という性質に止まるのに対し(司法監督)、社会指導少年育成所の方は「処遇」を目的とし、具体的な助言・援助にまで及ぶというものである(処遇監督)。しかし、両機関のこうした権限ないしは役割分担が実務の間で確立されている訳ではなく、その結果、保護観察対象者に対する対応が乱れがちで、保護観察の実施に混乱を招く原因となっているのである。

先のムラディ教授の調査によれば、執行猶予保護観察対象者の約半数に対する指導監督及び補導援護は、社会指導少年育成所が専らこれを行っており、検察官が担当する例は僅かであるという。また、検察官が対象者の監督を行なう場合でも、その居住地の村長に協力を依頼ないし命令する場合や、警察や社会指導少年育成所に委託する場合は多いとされている⁽¹²⁾。一方、仮釈放に伴う保護観察対象者についても、検察官が積極的に接触したりすることはあまりなく、せいぜい対象者に検察官への定期報告を義務付けたり、居住地の区長や警察に監督を委託することがある程度という⁽¹³⁾。また、一九八三年に最高検察庁調査開発センター (Pusat Penelitian dan Pengembangan, Kejaksaan Agung) がシヤカルタの五つの地方検察庁を対象に行った調査においても、執行猶予に伴う保護観察において、検察官自らがこれを行うと答えた検察官が四八%と約半数を占めている反面、他の機関との協力で行うと答えた者が三五%おり、さら

に保護観察は検察官の職務ではないと答えた者も一三%に及ぶとの結果が示されている⁽¹⁵⁾。同様の結果が仮釈放に伴う保護観察についてもみられる一方、警察職員に対する調査でも、四割近くの者が執行猶予及び仮釈放に伴う保護観察において協力をを行っていることが明らかにされている⁽¹⁶⁾。

こうした保護観察の担当機関を巡る混乱は、一九八一年に成立した現行刑事訴訟法が監督観察裁判官 (*Gakin pengawas dan pengaman*) なる制度を導入してから、更に拡大する傾向にある。この監督観察裁判官は、フランスの刑罰適用裁判官 (*juge de l'application des peines*) やイタリアの監督裁判官 (*magistrato di sorveglianza*) の制度をヒントにしたもので⁽¹⁷⁾、刑の執行の監督並びに処遇に関する観察を行うため裁判所長によって任命された特定の裁判官をいい(二七七条)、任命された裁判官は、二年の任期の間、判決が執行されているかどうか監督 (*pengawasan*) を行うとともに、将来の有効な刑罰制度の確立に向けての情報を得るため、受刑者の行動並びに処遇内容とその成果について観察 (*pengamatan*) を行うものとされている(二八〇条一・二項)。そして、条件附刑すなわち執行猶予に伴う保護観察に対する監督及び観察もこれらの裁判官の職務であることが規定されている(同四項)。そのため、保護観察における検察官や保護観察官との関係をどう捉えたらよいかという新たな問題を生ずることになったのである。

しかし、刑事訴訟法施行規則は制度の具体的な実施方法について何ら規定しておらず、施行細則を定めたような下級法令も出されていないため、保護観察における監督観察裁判官の職務内容や他の関連機関との関係は依然として曖昧のままであり、また逆に、こうした法令の不備もあってか、現在までのところ、この新しい制度はほとんど機能していないようである。先の最高検察庁調査開発センターの調査でも、単に社会化施設や検察庁から報告書を受理するに止まっている裁判官が半数にも及んでおり、社会化施設の職員に対し処遇の問題について問い合わせることのある裁判官が一七%、受刑者と面会をしたことのある裁判官については七%に過ぎず、さらに、こうした職務は警察官の職務であると考えている裁判官が二〇%も存在しているという結果が示されている⁽¹⁸⁾。このように、監督観察裁判官の制度

がほとんど機能していない理由として、人員不足といった物理的な要素と並んで、本来裁判官の果たすべき職務ではないとか、裁判官にとって何らのメリットもないといった、制度に対する裁判官の懐疑的な態度も指摘されている。⁽¹⁹⁾人員不足については、現在、監督観察裁判官の職が専任ではなく、公判担当裁判官が兼任で行っていることから、裁判官は公判の職務に忙殺され、自由刑の執行や保護観察の監督まで手がまわらないという点に問題があるようである。⁽²⁰⁾このように、保護観察を担当する機関が複数存在するにもかかわらず、その権限や役割分担を定めた規則なり指針がないため実務家の混乱を招いているような状況では、保護観察対象者に対する処遇の充実がおぼつかないのも当然であろう。しかし、こうした担当機関の競合や法令の不備だけが保護観察制度の停滞を招いているという訳ではなく、他にも幾つかの原因が考えられる。

まず、社会指導少年育成所の管轄や設備不足の問題を指摘することができる。インドネシアが極めて広大な国土を有するのに加え、一万を超える島々から成る島嶼国家であることは既に述べたとおりであるが、そもそも、こうした広大な管轄を四三か所の事務所だけで担当することには様々な困難が伴うものと思われる。例えば、北スマトラ州は、北海道にほぼ匹敵する面積を有し、約一千万人を超える人口を抱えているにもかかわらず、その広大な管轄を州都に置かれた一つの事務所だけで担当している状況にある。確かに、地域によっては、保護観察件数の少ないところも多く、また保護観察事件は社会指導少年育成所の置かれている都市部にある程度集中しているため、管轄の広さほど保護観察の実施には困難を伴わないということも考えられるが、地方裁判所が全国に三〇〇近く設置されていることを考えると、やはりその絶対数は不足しているといわざるを得ない。また逆に、こうした保護観察件数の少ない地域では、本来なら執行猶予がつくような事件でも、社会指導少年育成所の所在地があまりにも遠く、保護観察が実質的に不可能なため、止むを得ず実刑を科しているといったような事態が生じていることも考えられるのである。こうした事態を解消するためにも、今後、新たな事務所ないしは支所の開設及びそれに応じた保護観察官の増員が必要となる

う。

さらに、社会指導少年育成所は、予算不足のため、公用車などの設備を整えることが難しく、保護観察職務の遂行に支障を来しているといわれている⁽⁷⁸⁾。前述したように、各事務所の管轄地域は相当広範囲に及び、さらに、管轄の中には地理的に孤立した地域もあるため、そうした地域に保護観察対象者がいる場合、専用車といった交通手段がなければ、直接的な補導援護はもとより、対象者との連絡さえも困難となる場合があることは想像に難くない。現在も、こうした設備不足の問題から、地方の保護観察対象者に対する処遇は、地方の自治体の長や警察に委託せざるを得ないともいわれている。しかし、こうした機関に保護観察対象者に対する専門的な処遇を期待することは難しいことから、保護観察官が直接、対象者の処遇にあたることのできるような体制を整えるためにも、社会指導少年育成所における設備の充実是不可欠であるといえよう。また、こうした人員及び設備の不足を補うためにも、保護司といった民間篤志家の制度の導入も一考に値しよう。前述したように、インドネシアには宗教関係の慈善団体が多数存在することから、こうした団体の構成員の中で一定の条件を具備する者を、嘱託という形で、定期的ないし継続的に保護観察対象者の指導や援助にあたらせるようにすることも考えられよう。

さらに、保護観察対象者の指導や援護の内容自体についても、現在、実施されているカウンセリングや職業指導などの処遇も、科学化・個別化という理念からは依然隔たりがあるように思われる。こうした処遇の充実にあたっては、中央官庁たる社会化総局の社会化施設外処遇局が中心となって、保護観察対象者の資質や能力といった内容に応じた個別処遇の基準を作成し、対象者へのよりきめ細かい対応ができるよう工夫していく必要があるであろう。

(78) 公式訳による刑法典の条件附刑と条件附釈に関する規定には、対象者に対する「監督 (pengawasan)」及び「援助 (bantuan)」の語が、また、保護観察期間に相当する単語として「試験期間 (masa percobaan)」の語が用いられている。Tim PEREMBAH, BADAN PEMBINAAN HUKUM NASIONAL, DEPARTEMEN KEHAKIMAN, *supra* note 1. 一方、受刑者の処遇指針を定め

た一九九〇年の司法大臣決定中の定義規定では、社会内処遇の総称として「指導 (bimbingan)」の語が用いられている。インドネシアにおける保護観察の中心的機関が社会指導少年育成所 (Balai "Bimbingan Kemasyarakatan" dan Pengentasan Anak) や *gembel-gembel* の「社会指導」の用語が我が国でいう「保護観察」の概念に最も近いものと思われる。DEPARTEMEN KEHAKIMAN, *supra* note 15, at 6-8.

(82) A. B. Loebis, *Sangat Mengejutkan*, Suara Pembaruan, Jun. 17, 1992, at 16, PURNANTI, *supra* note 38, at 71.

(83) 同事件の事実関係については 20(35) Tempo 26 (1990), 20(36) Tempo 25 (1990). また刑事責任の問題については S. Soeroto, *Aspek-Aspek Kepidanaan dalam Kasus Tabloid "Monitor" dan Masalah Yang Terkait*, 21 (4) MASALAH-MASALAH HUKUM 32 (1991) 参照。

(84) U. U. Dri. No. 1 Tahun 1951 §5(3)b

(85) 近代法としての刑法典と慣習刑法との関係を罪刑法定主義の点から論じたものについては *see, e.g., M. Kaffawi, Asas Legalitas dalam Usulan Rancangan KUHP (Baru) dan Masalah-Masalahnya*, 13 (3) ARENA HUKUM 9 (1987). Purwati, *Hukum Adat dan Asas Legalitas dalam Pembaharuan Hukum Pidana*, 52 KERTHA PATRIKA 18 (1990), I. Sriyanto, *Kedudukan Hukum Pidana Adat dalam Hukum Pidana Nasional—Sumbangan Pemikiran bagi Pembentukan KUHP Nasional*, 21 HUKUM DAN PEMBANGUNAN 272 (1991).

(86) 条件附刑の制度は、宗主国たるオランダ本国では一九一五年に制度化されているのに対し、植民地の蘭領東インドすなわち現在のインドネシアでは、同年に成立した植民地用の刑法典には盛り込まれず、それから遅れること一一年後の一九二六年に成立をみている(施行は一九二七年一月一日)。その背景として、保護観察対象者の監督や指導を行なう機関が未発達であったことが挙げられている。J. E. Jonkers, *Buku Pedoman Hukum Pidana Hindia Belanda* [HANDBOEK VAN HET NEDERLANDSCH-INDISCH STRAFRECHT (1946)] 309-310 (1987).

(87) 裁判官が有罪判決において執行猶予を言い渡す場合、その根拠となった事項又は情況を判決書に記載すべきかどうかについては議論がある。この点については Ida Bagus Ngurah Adi, *Mengutamakan Putusan Pidana Bersyarat*, 52 VARIA PERADILAN 127 (1980) 参照。

(88) 酩酊による秩序違反(刑法四九二条)、物乞い(五〇四条)、浮浪・徘徊(五〇五条)、売春行為からの利得(五〇六条)、公共の道路における酩酊(五三六条)の五つである。

(89) これら五つの罪の法定刑は軽懲役のみで、重懲役を科すことはあり得ない。立法上の不備であろうと思われる。

- (78) Mastrochin Rubai, *Pemanfaatan Pidana Bersyarat Sebagai Uraan Pembinaan*, 13 ARENA HUKUM 19, 23-24 (1986).
- (88) Biro Pusat Statistik, *supra* note 58, at 30, 34.
- (88) MULADI, *LEMBAGA PIDANA BERSYARAT* 187 (1985).
- (96) *Ibid.*
- (16) Permenkeh. No. M. 01-PK. 04. 10 Tahun 1989.
- (26) Permenkeh. No. M. 01-PK. 04. 10 Tahun 1991.
- (36) 刑法典成立当初の仮釈放の要件は刑期の二分の三且つ三年を経過しつゝのうちに規定されていたが、一九二六年の刑法改正で親社の要件が改められた。J. E. JONKERS, *supra* note 83, at 323-324, S. R. SIANTURI, *supra* note 12, at 476, ANDI HAMZAH, *supra* note 9, at 36.
- (74) J. E. JONKERS, *supra* note 83, at 324-325.
- (95) *Menkeh Ismail Saleh: Lembaga Missi Reclussering Sudah Tidak Relewan Lagi*, Merdeka, Jun. 6, 1991.
- (95) DEPARTEMEN KEHAKIMAN, *supra* note 15, at 62. “ヤニム法務部は、地方裁判所の監督観察裁判官の外、大学教員が検閲したレポート例や禁止レポート”。
- (75) AHMAD ARIF, *supra* note 63, at 36.
- (85) YOSERWAN, EFEKTIVITAS PELAKSANAAN PELEPASAN BERSYARAT (VOOR WAARDELIJKE INVRUHEI DESTELLEING) SEBAGAI SALAH SATU UPAYA PEMASYARAKATAN TERPIDANA DI LEMBAGA PEMASYARAKATAN PADANG 22-23 (1991).
- (95) *Id.* at 23-25.
- (91) *Id.* at 26-29.
- (101) SOEMA & ROMLI, *supra* note 2, at 25.
- (101) 中央ジャカルタ社会指導少年育成所は、一九九〇・九一会計年度中、釈放前帰休に伴う保護観察の取扱いはなかったと報告している。BALAI BIMBINGAN KEMASYARAKATAN DAN PENGENTASAN ANAK (BISPA) JAKARTA PUSAT, LAPORAN HASIL PELAKSANAAN TUGAS BALAI BISPA JAKARTA PUSAT TAHUN 1990-91, at 23 (1991) [hereinafter cited as Bispa].
- (93) DEPARTEMEN KEHAKIMAN & UNIVERSITAS PADJADJARAN, *supra* note 34, at 141.
- (71) Kepmenkeh. No. M. 02-PR. 07. 03 Tahun 1987 tentang Organisasi dan Tata Kerja Balai Bimbingan Kemasyarakatan dan Pengentasan Anak.

- (90) PROBATION, PAROLE AND AFTER-CARE OFFICE OF CENTRAL JAKARTA, MINISTRY OF JUSTICE, PROBATION, PAROLE AND AFTER CARE SERVICE OF CENTRAL JAKARTA (1992) などの資料に基づく。
- (106) 裁判官は、報告書に付された保護観察官の処遇意見を拘束されない。保護観察官の処遇意見と裁判所の終局処理結果との一致率については、保護観察官が条件附刑など社会内処遇の意見を付す傾向が強いのに対し、判決の多くは懲役刑であることを示す資料もある。 *Id.* at 13.
- (107) PURNIANTI, *supra* note 38, at 48-56.
- (108) BIRTA, *supra* note 102, at 13, 23.
- (109) ノリトコノの歴史及び活動内容については、インターネット・ノリトコノ協会資料「Pra Yuwana—Lintasan Sejarah (1988) 外」、H. S. Soelarman, *Sarana Penunjang Penyelenggaraan Peradilan Anak—Peranan Panti-Panti dan Petugas Petugas Kemasyarakatan*, in: LOKAKARYA TENTANG PERADILAN ANAK 47 (Badan Pembinaan Hukum Nasional ed. 1979) 参照。
- (110) See WAHYU AFFANDI, BERBAGAI MASALAH HUKUM DI INDONESIA 24 (1982), I Gede Artha, *Efektifitas Pemidanaan Bersyarat bagi Terpidana dan Masyarakat*, 40 KERTHA PATRIKA 49, 53-54 (1987), I Dewa Mads Suartha, *Efektifitas Sistem Pengawasan dan Pembinaan Terhadap Terpidana Bersyarat*, 52 KERTHA PATRIKA 47, 50-52 (1990).
- (111) Muladi, *supra* note 89, at 180.
- (112) TEAM PENELITIAN, KEJAKSAAN AGUNG & FAKULTAS HUKUM, UNIVERSITAS LAMBUNG MANGKURAT, LAPORAN HASIL PENELITIAN TUGAS JAKSA DALAM PELAKSANAAN PUTUSAN HAKIM 25-26, 38-40 (1982).
- (113) Muladi, *supra* note 89, at 179-180.
- (114) YOSERWAN, *supra* note 98, at 16, 20.
- (115) PUSAT PENELITIAN DAN PENGEMBANGAN, KEJAKSAAN AGUNG, PENGAWASAN PELAKSANAAN PUTUSAN PENGADILAN SEHUBUNGAN DENGAN BERLAKUNYA KUHP 25-26 (1985) [hereinafter cited as KEJAKSAAN AGUNG].
- (116) *Id.* at 49-51.
- (117) See DEPARTEMEN KEHAKIMAN REPUBLIK INDONESIA, PDDOMAN PELAKSANAAN KITAB UNDANG-UNDANG HUKUM ACARA PIDANA 183-184 (1982). 新刑法中の監督観察裁判官の制度は、一九七〇年の司法権限基本法 (U. U. No. 14 Tahun 1970 [L.N. 1970-74]) 中の「管轄裁判所長たる裁判所判決の執行の監督は、この法律によらば定めらる」(三三三条二項) への規定

を制度化したものである。

- (118) KEJAKSAAN AGUNG, *supra* note 115, at 37-38. 一方、監督観察裁判官が社会化施設における社会化観察委員会の委員になつてゐる例も報告されてゐる。SUMIYANTO, *supra* note 30, at 31, 42, 55.
- (119) KEJAKSAAN AGUNG, *supra* note 115, at 38. 一九九三年二月に開催された第二回インドネシア犯罪学会におけるインドネシア大学マルジョノ・レクソディプトロ氏の矯正処遇制度に関する報告の際にも、監督観察裁判官制度の運用上の障害とその対策についての質疑応答が行われている。同会議については、太田達也「第二回インドネシア犯罪学会に出席して」罪と罰三〇巻三号（一九九三）四九—五三頁参照。
- (120) YOSERWAN, *supra* note 98, at 22.
- (121) 一九八七年の段階で、全国に二九一の地方裁判所が設置されてゐる。Biro Pusat Statistik, *supra* note 58, at 5.
- (122) DJOEMENO WIDAGDO, STUDI PELAKSANAAN PEMBINAAN TERPIDANA BERSYARAT—STUDI DI BALAI BISA MALANG 12, 14-15 (1985).

五 おわりに —— 刑法改正の動向について ——

インドネシアにおける施設内処遇及び社会内処遇の制度について概観してきたが、本稿を結ぶにあたり、今後の犯罪者処遇制度改革の基礎となる刑法全面改正の動向及びその主な改正点について簡単に紹介しておくことにする。⁽¹²³⁾

刑法改正を巡る動きは、一九五八年の司法省国家法育成研究所 (Lembaga Pembinaan Hukum Nasional—LPHN) の設立に始まるとされるが、具体的な草案の編纂作業は、一九六三年に開催された第一回全国法セミナー (Seminar Hukum Nasional) の決議を受けて本格化する。国家法育成研究所は、一九六四年の刑法総則改正草案に続いて、六八年にも新たな総則改正草案を起草しているが、一九七四年、同研究所が現在の国家法育成局 (Badan Pembinaan Hukum Nasional—BPHN) に再編成された後も編纂作業は続けられ、一九八二年に原案としての刑法改正草案が完成している。

その後は、八二年草案を修正した八七年草案なるものが発表されている。現在は、この八七年草案を土台とした最終的な調整作業に入っており、近い将来、国民議会への上程が予定されている。

八七年草案は、まず、刑罰の付加（科刑）の目的が、①社会防衛のため犯罪の発生を防止する、②処遇の実施により受刑者を社会復帰させ、善良で有益な人間にする、③犯罪によって生じた紛争を終結させ、社会における均衡を回復し、平和感情を喚起する、④受刑者を罪の意識から開放する、ことにあると規定し、科刑の目的の一つが犯罪者の社会復帰であることを明確に打ち出すに至っている。その上で、草案は、懲役刑、禁錮刑、保護観察刑、罰金刑、社会奉仕作業刑の五つを主刑として規定している。現行法との相違点として、まず第一に、重罪・軽罪概念の廃止に伴い、従来の重懲役・軽懲役といった区別が廃止され、懲役刑 (*pidana penjara*) に一本化されていることが挙げられる。懲役刑には無期と有期の場合があり、有期懲役は一日以上一五年以下であるが、二〇年にまで加重することができることなどは、現行の制度と同様である。なお、犯人が一八歳未満あるいは七〇歳を超える場合や初犯の場合といったように、量刑に際し懲役刑の選択を極力避けるべき事由が列記されているのが注目される。第二に、禁錮刑が正式に主刑に加えられている。ただし、禁錮刑は各則における法定刑としては規定されず、名誉拘禁として、一定の場合に懲役刑の代替刑として言渡されることになる。なお、死刑は、主刑のなかには規定されず、他の条文において特別主刑として規定されている。

更に、社会内処遇との関連において特筆すべき改正点に、保護観察刑 (*pidana pengawasan*) 制度の導入が挙げられる。これは現在の条件附刑すなわち保護観察附執行猶予制度に代わって新しく導入される制度で、法定の要件を満たす者に対し、自由刑の代替刑として、一定期間保護観察に付すことを内容とするものである。草案の規定によれば、裁判官は、七年以下の懲役刑が法定されている犯罪を行なった者に対し懲役刑に代えてこの保護観察刑を科すことができ、又は、法定刑が罰金のみ犯罪により繰り返し (*berulang kali*) 罰金刑に処せられている者に対しては、罰金に

代えて一年以下の懲役を科し、若しくは、保護観察刑と罰金刑の併科とすることができる。保護観察刑の期間は三年を上限とし、この範囲の中で裁判官は期間を定めてこの保護観察刑を言渡し、刑の言い渡しを受けた者は、当該期間、司法省の処遇担当官による保護観察を受ける。但し、対象者の行状等に鑑み、保護観察期間を延長あるいは短縮することも可能である。保護観察刑は、一定の要件を具備する場合に、自由刑を回避し、保護観察に付するという点では現在の条件附刑と同様であるが、条件附刑が、言渡した自由刑又は罰金刑の執行を一時的に猶予し、遵守事項の違反があればこれを取り消して、改めて刑の執行を行うことになるのに対し、保護観察刑は、懲役刑の代わりに、保護観察、という、刑を宣告する点で性格を異にしている。一種のプロベーションと解されるが、保護観察刑の対象者は、刑の執行を猶予されている訳でも、刑の宣告を猶予されている訳でもなく、保護観察期間中に犯罪を犯した場合でも、先の犯罪を理由とする刑の執行や宣告を改めて受けることはなく、ただ、後の犯罪によって懲役刑に処せられた場合は、保護観察は一時的に停止され、当該懲役刑の執行を終えた後、再び残刑期間保護観察に付され、死刑又は懲役刑以外の刑に処せられた場合は保護観察が継続されることになる。換言すれば、条件附刑が自由刑の一執行形態であるのに対し(単にそれだけの意味に止まるものではないが)、保護観察刑が懲役刑と並ぶ独立した主刑の一つを構成しているというところ、に両者の基本的な相違点があるといえよう。もっとも、保護観察刑も主刑として規定されていないながら、各則における犯罪の法定刑としては規定されず、懲役刑の代替刑として科されるという点では条件附刑と類似している。保護観察刑対象者の監督・指導は司法省の処遇担当官が行うものとし、場合に応じ、地方自治体や社会団体、その他の者に協力を求めることができるとしている。この場合の処遇担当官は、現在の社会指導少年育成所の保護観察官を意味したものと解することができる。さらに、保護観察期間の延長や短縮は、処遇担当官からの提案に基づき、監督観察裁判官がこれを決定するものとされ、従来曖昧であった監督観察裁判官の職務に関する若干の規定が置かれている。

一方、仮釈放(条件附釈放)については、形式的要件たる期間の経過が、現行法の三分の二から二分の一へと短縮されている。そして、刑の二分の一の執行を終えた段階で少なくとも九か月を経過している必要があることから、草案の注意書によれば、仮釈放は刑期が一年以上の受刑者を対象としていとされる。また、無期の受刑者については、一〇年を経過した後、司法大臣により一五年以下の有期懲役に減刑される場合があると規定されていることから、有期に減刑されて初めて仮釈放の対象となるものと思われる。保護観察期間や遵守事項、仮釈放の取消等については、凡そ現在の制度が踏襲されている。仮釈放の決定については、施設の長の提案に基づき、社会化観察委員会及び監督観察裁判官の意見を聞いた上で、司法大臣が行うものとされ、遵守事項の違反があった場合の取消しについては、司法省の処遇担当官が担当の監督観察裁判官に報告し、当該裁判官の提案に基づいて司法大臣が行うものとされている。更に、草案では、社会奉仕作業刑(*pidana kerja sosial*)と呼ばれる主刑の導入が企図されている。これは欧米の社会奉仕命令に倣ったもので、裁判官は、六月以下の懲役又は第一類の罰金(一五万ルピア＝一万円以下)をもって処断すべき時、これに代えて社会奉仕作業刑を言渡すことができるというものである。但し、社会奉仕作業刑の選択にあたっては、犯罪者の年齢・経歴の外、自白の有無、社会奉仕作業刑に対する同意などに配慮するものとされている。作業の期間については、七時間を下限とし、一八歳以上の者の場合は二四〇時間、一八歳未満の場合は一二〇時間を上限とするが、対象者は、自己の職業又はその他の有益な活動の妨げとならないよう考慮しながら、一年の範囲内で作業に従事することができる。

この外、草案には、附加刑として、被害者に対する損害賠償命令、慣習的義務の履行、また、刑罰と並ぶ「処分」として、少年に対する政府委託処分、責任無能力者などに対する治療処分といった規定が盛り込まれている。草案は、近い将来、司法省発案の政府法案として国民議会に上程される見通しであるが、議会での審議の経過によっては制度の内容が大きく変わる可能性があり、今後の動向が注目される。

- (83) 刑法改正草案に関する本件の内容については、本稿の執筆に際し、Muladi, *Pembaharuan Hukum Pidana Yang Berkualitas Indonesia*, 18(2) MASALAH-MASALAH HUKUM 19 (1988), Barda Nawawi Arief, *Sistem Pemidanaan dalam Konsep KUHP Baru*, 19(1) MASALAH-MASALAH HUKUM 3 (1989), Muladi, *Jenis-Jenis Pidana Pokok dalam KUHP Baru*, 2 MAJALAH BADAN PEMBINAAN HUKUM NASIONAL 86 (1989), Barda Nawawi Arief, *Sistem Pemidanaan Menurut Konsep KUHP Baru dan Latar Belakang Pemikirannya* (paper presented at Academic Course 'Asas-Asas Hukum Pidana' by Fakultas Hukum, Universitas Katolik Parahyangan, 1990), Barda Nawawi Arief, *Pola Pemidanaan Menurut KUHP dan Konsep KUHP*, Muladi, *Pola Penjatukan Pidana Menurut Konsep Rancangan KUHP* (papers presented at Seminar 'Pola Pemidanaan, Penerimaan Bekas Narapidana dan Pemberian Santunan Terhadap Korban Tindak Pidana' by Badan Pembinaan Hukum Nasional, Departemen Kehakiman, 1992).
- (84) K. WANTJIK SALEH, *SEMINAR HUKUM NASIONAL 1963-1979*, at 22-24 (1980).

(付記) 本研究の実施にあたっては、特に、財団法人大和銀行アジア・オセアニア財団からの助成を受けた。紙面を借り、ここに謝意を表する次第である。